

富山県私立幼稚園の設置認可等に関する審査基準

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項の規定による私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置の認可等に関する審査基準について、関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置者に関する審査基準)

第2条 幼稚園の設置者は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）であること。

(名称に関する審査基準)

第3条 幼稚園の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既設の幼稚園の名称と同一のもの又は紛らわしいものでないこと。

(開設の時期に関する審査基準)

第4条 幼稚園の開設は、原則として、4月1日とすること。

(設備の面積に関する審査基準)

第5条 幼稚園に設ける設備は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める面積を標準とすること。

- (1) 保育室 53平方メートル（約16坪）
- (2) 遊戯室 100平方メートル（約30坪）

(園長に関する審査基準)

第6条 幼稚園の園長は、原則として、専任とすること。

(設置者の変更の認可等への準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、学校教育法第4条第1項の規定に基づく幼稚園の設置者の変更の認可及び幼稚園の収容定員に係る学則の変更の認可に関する審査基準について準用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。